

総括

対象事業所名	厚木精華園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 かながわ共同会
対象サービス	知的障害者支援施設
事業所住所	〒243-0201 厚木市上荻野4835 - 1
設立年月日	平成6年7月1日
評価実施期間	平成21年12月 ~ 平成22年4月
公表年月	平成22年8月
評価機関名	コモンズ21研究所

総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）

< 園の概要・特徴 >

社会福祉法人かながわ共同会「厚木精華園」は、今年度で設立15周年を迎えました。設立当初から、高齢の知的障害者及び中高齢期の医療的サポートを必要とする知的障害者を対象に援助方法を確立するためのモデル的な施設を目指し、県立民営施設として開設され（平成6年7月）、その後、平成18年度からは指定管理者制度の施行に伴い、県の指定管理施設となりました。場所は小田急線本厚木駅からバス40分・徒歩25分、市街地から遠いながら豊かな自然環境の中にあります。

当法人では当園を含め全4園の知的障害者支援施設を運営しています。当施設基本理念は「利用者が心豊かで充実した生活ができることを援助する」「地域福祉や在宅サービスに積極的に取り組み、援助システムの確立のため、調査・研究を行う等県下のモデル施設を目指す」、経営方針として「個別ニーズが尊重される利用者主体の施設運営、生活の質（QOL）の向上に努める・その方法を開発し、弾力的な運営に努める」を掲げています。平成20年度から障害者自立支援法に基づく事業体系に移行しました。家族会があり、月1回開催されて交流が図られています。

施設は15000㎡の広大な敷地に延べ面積8065㎡の4階建て、現在103名が入所（入所支援と生活介護）し、生活介護には法人運営のケアホームからも含め135名が通所しています。年々、入所者の高齢化が進み、開設時の平均年齢55歳から現在は同65歳となり、肺炎や胃ろう造設等で年間50人が入院する等、医療と介護が必要な入所者が多くなってきています。

職員は非常勤職員を含めて150名体制で支援にあたっています。非常勤の地域採用や福祉的就労を含む障害者雇用も行っています。年2回の面談による意向調査や、職場内で気軽に話し合える雰囲気づくり、子育て中の職員には勤務時間に配慮があるなど、離職率は低く、安定して働きよい職場が実現しています。

当施設では特色のある事業として、他に地域の在宅障害者を対象に、厚木市生活介護事業を外部で、厚木市障害者デイサービス運営事業を受託、施設内で実施しています。また、地域移行支援のケアホーム（グループホーム）を、年々開設し、現在10戸に約40名の入居者が暮らしています。

当園では自主事業、地域移行支援事業として97年から順次ケアホーム（グループホーム）を開設し、現在10戸が園から車で10分ほどの距離に点在しています。その中のハイツすみれは、H21年5月に開所し、木造平屋建てバリアフリー住宅に知的障害者5名が移り住み、地域で生活しています。入居者は、昼間、園の日中支援の生活介護事業に通い、スタッフである世話人と共に家事を行ない、園内診療所の受診や買い物や散歩などの外出など、必要な支援を受けて暮らしています。世話人は園で研修を受け、当園地域サービス課の指導を受けています。また、入居者のニーズに合わせて宿直人を配置しているホームもあります。

ケアホームの運営方針には「利用者個々のニーズに沿ったより質の高いサービスの提供、利用者中心の支援」を掲げています。ケアホームの開所時には、同課が設計段階から関与して、加湿器や空気清浄器、スプリンクラーを設置し、入居者の要望を聴き取って、リビングに入る陽射しを調節できるようなシェードを取り付けるなど、安全対策と快適で使いやすいよう改善しています。個別支

援計画は、地域サービス課が世話人を集めて毎月開催するスタッフ会議で検討し、看護課、栄養調理課、日中支援課が協力して一人ひとりの社会適応能力と希望に沿った支援を随時見直しています。日常的な困りごとは、世話人に相談するほか、土日に配置される地域サービス課の職員が積極的に聴き取って、解決しています。また、H21年度には「ケアホームで夜間利用者が意識不明になった場合」を想定し、地域支援課が担当して、2回の夜間緊急時訓練を実施し、入居者の安全対策に取り組んでいます。

<特長>

1. 援助方法の確立に向けて日々新たな高齢知的障害者支援を追究

中長期計画に則って施設の高齢化対策に取り組んでいます。車椅子利用者が60名、入浴の際の機械浴・マルチリフター使用者が63名いるため、今年度から浴室の改修工事を着手しました。完成時には、介助浴槽・リフター付き浴槽・浅底浴槽など、利用者の日常生活動作（ADL）に合わせた対応が可能になります。排泄については「排泄確認表」を作成し、看護課と協力して服薬について個別支援マニュアルを作成し、便秘やオムツの対応などを医療委員会で取り組み、各課で協力して支援方法を検討しています。

地域の重要な社会資源としての施設の専門性を活かし、在宅の障害者を対象に、厚木市生活介護事業を外部で、厚木市障害者デイサービス運営事業を受託、施設内で実施しています。また法人では、地域の高齢社会化に対応するため、神奈川県内の他施設事業所職員対象に「高齢者支援セミナー」を毎月開催し、広く地域のニーズに応え、地域福祉の推進を目指しています。「福祉リクリエーションの取り組み」「古武術をヒントにした身体介護法」「スキナ町で暮らしたい」などをテーマに、情報発信、人材育成や啓蒙活動の取り組みをしています。

安全対策としては、H21年からさまざまな場面を想定した「夜間緊急時対応訓練」を毎月各課と医療委員の協力で実施し、職員研修として、年2回の救急救命講習に加えて、毎月「AED取り扱い講習会」も始めました。リスクマネジメント委員会を隔月開き、事故報告やヒヤリハット報告を検証し、モニタリング会議で話し合い、各課に周知しています。

厚木市内にある知的障害者を支援する入所・通所施設16事業所で組織される厚木地区施設連絡会があります。毎月参加し、情報交換、行事開催、研修会を行っています。先駆的に、利用者の権利擁護として福祉オンブズマン制度を導入し、「Aネット（NPO法人厚木福祉ネットワーク）」の組織作りを行い活動しています。さらに園では、「Aネットモニター事業アンケート（第三者の意見を聞き、客観的視点を取り入れる）」を活用し、利用者の権利擁護に取り組んでいます。

2. いくつになっても食事を楽しめるための工夫 ～「口どけ食」を考案～

利用者の食事や食事支援全般に関することを、調理・看護・支援員が参加し、食事委員会で検討しています。栄養調理課では、海外研修から学び、食感や色合いにこだわった嚥下困難な利用者向けの介護食としての「口どけ食」を考案しました。筋力低下や褥そう予防、誤嚥性肺炎の予防等の介護予防及び生活の質（QOL）の向上に高い効果を上げています。

調理課では、一人ひとりに応じた高齢者食・医療対応食、適温食を提供しています。さらに毎日利用者と同席して、利用者の嗜好や体調を把握し、要望を聞きながら、食材を工夫してメニューの変更にも対応しています。また、「レストランプティ」（職員食堂を活用し、雰囲気演出してもてなす軽食や喫茶のレクリエーションプログラム）や、年3回体育館で開催する季節折々の行事食や各国屋台料理のバイキングなど、嚥下困難で口から食べることのできない利用者にも雰囲気を楽しんでもらう演出をし、利用者主体の生活支援を心がけています。

3. 充実した医療サポート ～「クスリはっと」で職員意識の向上～

施設内に診療所があり、月に約260（内科100、精神科60、歯科100）名が受診しています。定期的に内科・精神科・眼科・皮膚科・歯科の各科の医師が診療しますが、週2回定期検診の日も設けられ、地域の利用者も受診できます。外部の病院を定期受診する利用者は月に60名程度、日々柔軟に職員を配置し送迎と付き添いを行っています。利用者の個別支援について、月1回法人の理事である医師が、支援・栄養調理・看護課が参加する「総合評価会議」で検討し見直しています。「診

療室業務計画」を立て、年2回健康診断を実施するほかACEカウンターやパルスオキシメーターの活用など、体調を十分に訴えることができない利用者の健康を守るために、日常の健康管理と早期発見に努めています。

「クスリはっと」で服薬事故を未然に防ぐ取り組みをしています。リスクマネジメント委員会で、「ヒヤリハット報告書」を検証し、服薬事故が多いことから、職員意識を高めるために「クスリはっと」を作成しました。服薬方法から処方、看護師によるダブルチェックなどの流れを見直し、各課に周知するとともに目に付くところに掲示しています。

4．地域での暮らしを充実させる多彩な活動支援

地域移行事業としてのケアホームでは、ほとんどの利用者が日中は、園のデイサービスを利用してきます。アルミはがしやろうそく作りなどの作業のほか、カラオケやマッサージ、陶芸や映画会など多彩なレクリエーションプログラムを提供するほか、園の最大のお祭り「ラ・フェスタ」や、長寿の祝い等の季節折々の行事や、年3回開催されるバイキングなど、施設行事へも参加できます。健康管理は、園内診療室を受診できますし、土日には地域サービス課職員が来て、利用者一人ひとりの要望に応え、散歩や買い物など余暇活動を充実しています。

5．ケアホームの入居者が地域に根を下ろして暮らせるように工夫と努力

園は開設時から15年間をかけて、地域社会と良好な関係を築き上げてきました。地域移行としての10戸のケアホームは地域の農協の不動産部門を仲介として、年々計画的に近隣に開設されてきました。地域へ園の職員が出向き、自治会の説明会で住民へ障害理解を促し、受け入れ協力を求める努力をしています。現在、入居者は地域の自治会に加入し、清掃や防災訓練に積極的に参加するほか、近隣の店でなじみとなって挨拶を交わしています。帰宅途中の入居者が行方不明になった際、地域住民から園に連絡が入り、無事帰宅できたケースがあります。世話人同士も互いに協力し、情報交換をしては徐々に地域情報を獲得し、地域に認知されつつあります。今後さらに利用者の生活の拡大に取り組み、日常的な地域の見守り体制の構築されることを期待します。

6．施設とケアホーム一体の強いサポート体制 ～地域での安全で快適な生活を支える～

ケアホーム10戸（グループホーム）では世話人をはじめ、37名の非常勤職員は採用時研修を受け、地域サービス課5名の職員が指導しています。デイサービスの送迎時に、共同購入の食料や診療室からの薬を運ぶほか、連絡帳を活用して日中活動の申し送り、日常的な連携体制があります。同課職員は苦情対応や緊急時対応だけでなく、土日には余暇活動を支援する中で、ホームの状況や入居者の要望を把握するよう努めており、デイサービスの送迎には当園から園長や支援部長があたることもあり、このような柔軟な人員配置からも、当園一体の強いサポート体制がうかがえます。

<工夫や改善が望まれる点>

1．法人作成マニュアルについて当園の現在の支援実施内容に沿って見直しを

個別支援マニュアルについては、各課で連携して随時見直され、手順書として活用されています。個人別にきめ細かい注意事項も付記され、職員がいつでも見られる必要な場所にわかりやすく添付されています。一方で、法人で整備された総合的な支援マニュアルが十分活用されていない状況が見受けられます。今後、当施設で実施されている共通の支援内容についても明文化し、経験年数の少ない職員でも、手順の共通認識が図れるようにすると良いでしょう。

2．身体状況の重度化に備えて施設設備や福祉機器の点検ルール等の確立を

今後さらに高齢化し重度化する利用者の身体状況に合わせていくためには、施設設備や福祉機器の保守点検や点検ルールの確立について計画的に実施することが望まれます。今後、メーカーや取り扱い業者と連携し専門的知識を持った担当職員を育成し、利用者の安全と職員の介護負担軽減を図る取り組みを進めると良いでしょう。

3．ケアホームスタッフのさらなる研修等の充実や実践的マニュアル整備を

世話人(非常勤職員)は、採用時に園で3日間の研修が行なわれ、担当課の指導を受けていますが、園の非常勤職員と研修体制が異なり「法人職員行動の指針」が配布されておりません。また、食堂に設置してある法人共通のマニュアルは活用されている様子が見受けられませんでした。世話人も園の非常勤職員と同様の研修を受け、利用者の地域生活移行がスムーズに行われるために、さらに職員研修の充実と実践的マニュアル整備の工夫が望まれます。

4. ケアホームの防災対策と利用者の日常の見守り体制の構築を

ハイツすみれには夜間の宿直者が配置されています。担当課による年2回の夜間緊急時訓練の実施やスプリンクラーの設置、緊急連絡体制の整備があり、園からの支援体制を確立していますが、さらに、日常的に地域住民の協力が得られるように、地域での見守り体制を構築していく取り組みをすると良いでしょう。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

- ・人権委員会ではH20年度、「拘束を減らすためのガイドライン」について取り組みました。厚木市での先駆的取り組みとして、利用者の権利擁護として福祉オンブズマン制度を導入し、「Aネット(NPO法人厚木福祉ネットワーク)」の組織作りを行い活動しています。さらに園では、「Aネットモニター事業アンケート(第三者の意見を聞き、客観的視点を取り入れる)」を活用し、利用者の権利擁護に取り組んでいます。基本理念に沿って、心豊かで充実した生活が送れるような利用者主体のサービスを目指しています。
- ・ケアホームでは、日常的な困りごとは世話人に相談するほか、土日に配置される地域サービス課の職員が積極的に聴き取って解決しています。当ホームでは、やむを得ず身体拘束をする利用者は現在いません。呼称について不適切な対応があった場合は、その場で職員が指導し、会議等で話し合って共通理解を図り、1年かけて改善したケースがあります。

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

- ・利用者から受けた要望や相談は、グループ会議やモニタリング会議で話し合いますが、迅速な対応をするために、各寮の職員室の連絡ボードや、日誌の備考欄に書きこむなど工夫しています。
- ・日中活動の困難になった方へ、介護予防支援としてレクリエーションワーカー(ボランティア)による出前レクや絵手紙、裁縫等のボランティアを取り入れ、一人ひとりの利用者の日常生活の充実を図っています。また、ボランティア交流会を年2-3回実施し、ボランティアの定着を図っています。外出支援として、外部の外出支援事業所を利用しています。職員ボランティアによる外出支援や、厚木精華園独自のガイドヘルプ活動実施要綱をつくり、それに基づいた外出支援も実施しています。
- ・ケアホームでは、個別支援計画は、地域サービス課が世話人を集めて毎月開催するスタッフ会議で話し合い、看護課、栄養調理課、日中支援課が協力して一人ひとりの社会適応能力と希望に沿った支援を随時見直しています。ケアホームの入居者は、日中、園のデイサービスを利用し、アルミはがしやろうそく作りなどの作業のほか、カラオケやマッサージ、陶芸や映画会など多彩なレクリエーションプログラムに参加するほか、園の最大のお祭り「ラ・フェスタ」や、長寿の祝い等の季節折々の行事や、年3回開催されるバイキングなどの施設行事へも参加できます。土日には地域サービス課職員が利用者一人ひとりの要望に応じて、散歩や買い物支援をし、余暇活動を充実しています。基本理念に沿った、心豊かで充実した生活をめざし、地域生活の拡大や余暇活動につなげて

	<p>います。</p>
<p>3.サービスマネジメントシステムの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人は県の指定管理者として4園を経営しており、採用や研修、人員配置等にスケールメリットを生かしています。H21年度は制度変更に伴い、サービス体系移行による組織編成を変更し、高齢化に対応した柔軟な支援体制を充実しました。研修で学び、医療や介護の連携体制を強化し、浴室の改修や福祉用具の導入に着手しています。安全対策として、H21年からさまざまな場面を想定した「夜間緊急時対応訓練」を毎月各課と連携して実施するほか、年2回の救急救命講習に加えて、今年度から毎月「AED取り扱い講習会」も始めました。リスクマネジメント委員会では、誤薬防止や園内外の危険箇所のチェックを検討、介護食の開発、ACEカウンターやパルスオキシメーターの活用、急変時のマニュアル作成、（夜間）緊急時対応訓練計画に基づいた訓練など、さまざまな実践的取り組みにつなげています。 ・ケアホームの世話人は園で3日間の研修を受け、地域サービス課の指導を受けています。入居者のニーズに合わせて宿直人を配置しているホームもあります。開所時には、地域サービス課が設計段階から関与して、加湿器や空気清浄器、スプリンクラーを設置し、入居者の要望を聴き取って、リビングに入る陽射しを調節できるようなシェードを取り付けるなど、安全対策と快適な生活に配慮しています。また、デイサービスの送迎時に、共同購入の食料や診療室からの薬を運ぶほか、連絡帳を活用して日中活動の申し送り、日常的な連携体制があります。同課職員は苦情対応や緊急時対応だけでなく、土日には余暇活動を支援する中で、ホームの状況や入居者の要望を把握するよう努めており、園では日々柔軟な人員配置体制をとるため、デイサービスの送迎には園長や支援部長があたることもあります。
<p>4.地域との交流・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日中支援課が受け入れを担当し、H20年度は、延べ676名のボランティアを、実習生は10校から302名と積極的に受け入れています。地域生活移行のためのケアホームを年々開設し、10戸になりました。地域サービス課のホーム支援体制を強化し、外出の困難な利用者のために、さまざまな社会資源を活用し、理美容サービスや散歩など、余暇活動や日々の生活を充実させています。園のお祭り「ラ・フェスタ」には地域住民を招待し、利用者と共に楽しんでいます。体育館やプールは主に市内の福祉施設に開放し、平成20年度には62件のべ559名の利用がありました。地元の中学生在がプール清掃に協力、年間676名ものボランティアを積極的に受け入れています。職員が道徳授業へ出向くなどの交流があります。 ・園は開設時から15年間をかけて、地域社会と良好な関係を築き上げてきました。10戸のケアホームは地域の農協の不動産部門を仲介として、計画的に近隣に開設されています。開設時は、園の職員が自治会へ出向き、説明会を開いては住民へ障害理解を促し、地域への受け入れ協力を求めています。現在、ケアホームの入居者は地域の自治会に加入し、清掃や防災訓練に積極的に参加するほか、近隣の店でなじみとなって挨拶を交わしています。帰宅途中の入居者が行方不明になった際、地域住民から園に連絡が入り、無事帰宅できたケースがあります。世話人同士も互いに協力し、情報交換をしては、徐々に地域からも認知され、地域情報を獲得しつつあります。今後、さらに利用者の生活の拡大に取り組み、日常的な地域の見守り体制が構築されることが望まれます。
<p>5.運営上の透明性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人かながわ共同会の行動の指針」には理念や基本方針からコミュ

<p>の確保と継続性</p>	<p>ニケーションの方法までが、より具体的で分かりやすく記載され、研修で繰り返し周知されています。毎年度、事業報告書により事業内容が公表されています。今回の第三者評価を契機に、15年を迎える現在のサービスを自ら見直し、さらなるサービスの拡充を図っています。また、9職員会議と9委員会、日々のモーニングレポートや会議により、各課・寮・ケアホームと情報を共有し、有機的な事業連携を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアホームとしても、園の事業報告書により、毎年事業内容が公表されています。世話人にはスタッフ会議で周知されています。設立15年を迎え、現在のサービスを自ら見直すとともに、今後、ケアホームの入居者のさらなる生活の拡大と質の向上を目指し第三者評価に取り組んでいます。
<p>6.職員の資質向上の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採用時に、「職員行動の指針」を用いて基本理念を周知し、「階層別研修」や専門家を講師に招く「特別研修」、情報交換の場ともなる「非常勤研修」、法人内での交換研修、「海外研修」等、法人メリットを生かし内外の研修が充実し、職員の資質向上を図っています。非常勤の地域採用や福祉的就労を含む障害者雇用も行っています。年2回の面談による意向調査や、職場内で気軽に話し合える雰囲気づくり、子育て中の職員には勤務時間に配慮があるなど、離職率は低く、安定して働きやすい職場が実現しています。 ・ケアホームの世話人は採用時、園で3日間の研修を受け、その後法人研修や内外の研修に、随時参加することができます。担当課長は年2回面接し、仕事の達成度や課題を話し合っ、意向調査を行い、必要に応じて、個別面接やOJT指導を実施しています。世話人同士の間関係の調整や、働きやすい職場環境の整備に努めています。 ・ホームの非常勤職員は、園の職員と研修体制が異なり「法人職員行動の指針」が配布されていないことから、運営方針等の共通理解が不足している様子がうかがわれます。利用者の地域生活移行がスムーズに行われるために、さらに職員研修の充実とマニュアル整備を工夫することが望まれます。